

令和6(2024)年度

埼玉県主任介護支援専門員研修実施要領

介護支援専門員法定研修の受講しやすい環境を整備するため、研修開催にあたっては引き続き通信型研修と併せて、演習部分についてはオンライン(Zoom)による研修とします。

1 研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識、及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会（埼玉県知事指定研修実施機関）

3 対象者

今年度、介護支援専門員証の更新対象者の方は、別途、介護支援専門員証の更新に必要な研修をお申込ください。なお、お申込みの際は、両研修の演習日が被らないようにご注意ください。

(1)の必須要件を全て満たし、かつ(2)の個別要件のいずれかに該当する方を受講対象とします。

(1)必須要件： 以下の①から⑦の全てを満たす方

- ① 介護支援専門員として埼玉県に登録があり、申込開始日以降、受講開始時までの間に県内の対象となる事業所(P3※1参照)において介護支援専門員として常勤専従で勤務したことがある方、又は他都道府県登録の方で、県内の対象となる事業所(P3※1参照)において介護支援専門員として常勤専従で勤務したことがある方。
(個別要件③④を満たす場合には、この限りではない。)

* 他都道府県登録の方が、埼玉県で主任研修を受講する場合は、登録移転又は受講地変更の手続きが必要です。他の都道府県登録で、すでに埼玉県内の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している(従事する予定を含む)方は、埼玉県へ登録移転の手続きをお願いします。なお、受講地変更手続きの場合には、埼玉県登録の方が優先となるため、申込状況によっては受講いただけない場合があります。

- ② 平成18年度以降に各都道府県が実施した「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」(33時間又は56時間)及び「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」(20時間又は32時間)又は各都道府県が実施した「実務従事者向け介護支援専門員更新研修」(53時間又は88時間)を修了している方。
平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、「介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰ」又は「基礎課程Ⅱ」を修了し、専門研修Ⅰの受講が免除となっている方を含みます。
- ③ 主任介護支援専門員の資格を有していない方。(※主任介護支援専門員の資格が有効な方は、受講対象外です。主任介護支援専門員資格の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を受講してください。)
- ④ 介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる方。
- ⑤ 各関係機関との連絡調整及び他の介護支援専門員に対する助言・指導、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり等、主任介護支援専門員の役割を実践する意思のある方。
- ⑥ 申込時にケアプランを提出できる方。
- ⑦ 研修の全日程かつ全科目に参加し、修了評価を受けて各科目の到達目標に到達する見込みのある方。

(2)個別要件： 以下の①から④のいずれかに該当する方

- ① 常勤専従の介護支援専門員として実務に従事した期間(P3※2参照)が、研修開始日の前日までに、通算して5年(60か月)以上ある方。
*なお、居宅介護支援事業所の管理者との兼務、又は地域包括支援センターの管理者との兼務は、期間として算定できるものとする。
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修(この研修は終了しており現在実施していません)を修了した者、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として実務に従事した期間(P3※2参照)が、研修開始日の前日までに、通算して3年(36か月)以上ある方。
*なお、居宅介護支援事業所の管理者との兼務、又は地域包括支援センターの管理者との兼務は、期間として算定できるものとする。
- ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として現に県内の地域包括支援センターに常勤で配置され、実務に従事した期間が研修開始日の前日までに通算して2年(24か月)以上あり、人員配置基準上主任介護支援専門員の配置が不可欠である場合に該当し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している方で、様式6-1推薦書と、様式6-2在籍証明書を提出できる方。
- ④ 以下に該当し、事業所所在地の市町村の推薦を受け、県が適当と認める方。
対象となる事業所(P3※1参照)の「①指定居宅介護支援事業者」において、現に常勤の介護支援専門員として配置され、実務に従事した期間(P3※2参照)が、研修開始日の前日までに、通算して5年(60か月)以上あり、他の業務との兼務の割合が、就業時間の二分の一を下回らない方で、様式7推薦書を提出できる方。

※1 「対象となる事業所」とは、以下の事業所を指します。

- ① 指定居宅介護支援事業者
- ② 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る)に係る指定地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 指定介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口

※2 「介護支援専門員として実務に従事した期間」とは

アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング等、一連のケアマネジメント実務を担当した期間を指します。

居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの管理者と兼務した期間を含むことはできますが、管理者のみの期間は含むことはできません。

要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた期間は含むことはできません。

4 研修日程及び内容

主任介護支援専門員研修は、「介護保険法施行令第 37 条の 15 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 265 号)第 1 号に規定されているところにより実施するものとします。

「主任介護支援専門員研修実施要綱」に基づく研修課程(70時間以上)。

講義部分(講義内容を収録した動画視聴)と演習部分(Zoom)による研修と併せて、確認テスト及び課題作成により履修します。

※テキストの発送をもって受講開始日となります

※「事前オリエンテーション」は、Zoom の接続確認や画面共有の練習・演習の事前課題・オンライン演習の進め方等について説明するものですので、必ず Zoom にてご出席ください。

	受講開始日 (テキスト発送予定日)	事前オリエンテーション (2時間程度)	オンライン(Zoom)研修 (9時30分 ~ 16時30分)
1コース	8月2日(金)	9月20日(金) 午前	9月27日(金)、10月3日(木)
2コース	8月23日(金)	10月11日(金) 午前	10月17日(木)、10月22日(火)
3コース	8月23日(金)	10月11日(金) 午後	10月29日(火)、11月5日(火)
4コース	9月17日(火)	11月7日(木) 午前	11月12日(火)、11月18日(月)
5コース	9月17日(火)	11月7日(木) 午後	11月22日(金)、11月26日(火)

5 募集人員

1コース～5コース 計5コース(各コース:定員100名)

定員を超えて応募があった場合は、原則として本要領「3 対象者(2)③④」の方を優先的に受講決定しますので、ご了承ください。

※申込書に記入した第1希望以外のコースになる可能性もあります。決定したコースは、ご自宅に郵送する「受講決定通知書」でお知らせいたします。

6 研修修了要件

- (1) 研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には、当協会から修了証明書を交付します。
なお、研修事業終了後に当協会から埼玉県に修了者名簿を提供します。
- (2) 期限までに既定の課題を提出しなかった場合は、修了証明書の返却を求める場合があります。

7 研修費用

(1)受講料

49,000円

受講料は埼玉県手数料条例に定められた金額です。(消費税は非課税です。)

なお、下記(A)及び(B)のいずれも満たす方については、埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱に基づき、受講料の一部が軽減されます。対象の方には軽減分(1万円)を差し引いた額を請求いたします。(受講料は「受講決定通知書」に記載します)。

(A)現在の介護支援専門員証の登録地が埼玉県の方。

(B)埼玉県内の事業所において、申込開始日以降、受講開始時までの間に介護支援専門員として実務に従事している方。

*個別要件を確認するための書類(様式2-2)実務経験証明書、(様式6-1)推薦書、(様式7)推薦書の提出を持って、(B)の要件を満たすことを確認します。

*様式2-2実務経験証明書が申込開始以前の従事期間の方にあつては、必須要件を確認するため、様式3就業証明書および証明日が属する月の1か月分の勤務形態一覧表(就業証明書を作成した勤務先にて作成)で(B)の要件を満たすことを確認します。

(2)支払方法

受講決定後、別途郵送する「払込取扱票」にて、お近くのコンビニエンスストアよりお振込みください。

領収証の発行は行っておりませんので、お支払いいただいた時に返却される「払込受領証」を大切に保管してください。

お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんのでご了承ください。

(3)注意事項

受講料の軽減を受けた方のうち自身の都合により研修を修了できなかった場合は、差し引かれた軽減分(1万円)を別途お支払いいただくこととなりますので、ご承知おきください。

(4)教育訓練給付金制度

本研修は、国の教育訓練給付金制度の対象研修として指定を受けており、対象となる方には、ハローワークへの申請により受講料の一部が支給されます。給付については、要件や研修受講前に必要な手続き等がありますので、下記ハローワークのホームページ、または最寄りのハローワークまでお問合せください。

検索 ➡『ハローワーク インターネットサービス 教育訓練給付制度』
➡「特定一般教育訓練給付金について」を参照。

8 申込方法

以下の書類を用意し、「12 申込み・お問合せ先」に記載している宛先に必ず到着の確認できる方法(特定記録郵便又は簡易書留等)で送付してください。

<提出書類>

【全員共通書類(個別要件①②③④)】

- ・**様式 1-1** 受講申込書
- ・**様式 1-2** 提出書類チェック表(個別要件に沿って書類を準備してください)
- ・専門研修Ⅰ(33時間又は56時間もしくは平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、「介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰ」又は「基礎課程Ⅱ」、及び専門研修Ⅱ(20時間又は32時間)、または更新研修(53時間又は88時間)の研修修了証明書の写し
※複数回受講している場合は直近のもの
- ・介護支援専門員証の**写し**
- ・**様式 2-2** 実務経験証明書(個別要件③④の方は除く)
- ・**様式 3** 就業証明書(個別要件①②の**様式 2-2** 実務経験証明書が申込開始以前の従事期間の方のみ)
「証明日が属する月の1か月分の勤務形態一覧表(就業証明書を作成した勤務先にて作成)(**様式 2-1**参照)
- ・**住宅(施設)サービス計画書等の事例写し**
*受講申込時に**住宅(施設)サービス計画書等の事例提出が必要となります。詳細は**様式 4-1**「令和6(2023)年度 埼玉県主任介護支援専門員研修 ケアプラン関係提出書類一式」をご確認ください。**
***住宅サービス計画書等の提出事例については、提出前に個人情報保護の観点から、個人情報等の記載がないか再確認してください。**
- ・**様式 4-2** ケアプラン提出時チェック表

【申込み時に不足書類がある方のみ】

- ・様式5 誓約書(申込み時に提出書類が間に合わない方。該当者のみ(推薦書等)の書類も含む。)
*各種証明書等について、研修の申込時点では「見込み」の場合、誓約書の提出が必要です。
*確定した証明書等を所定の期日までに提出されない場合には、研修の受講はできません。

【該当者のみ(個別要件)】

- ・個別要件②の方……ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証の写し、または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証の写し(「3 対象者(2)②」)
- ・個別要件③の方……様式6-1 地域包括支援センターが所在する市町村の推薦書及び 様式6-2 在籍証明書(地域包括支援センター)
- ・個別要件④の方……様式7 居宅介護支援事業所が所在する市町村の推薦書(指定居宅介護支援事業所)

受講申込書は当協会のホームページからダウンロードできます。

(埼玉県介護支援専門員協会→法定研修→主任介護支援専門員研修(初めての方)
<https://saitama-cm.com/houtei-kenshu/houtei001/>)

1コース～5コース(全コース)申込み締切 令和6年5月14日(火) 必着

9 受講決定

郵送により、受講決のお知らせをします。「受講決定通知書」をご自宅に郵送いたします。

<u>1コース</u>	<u>7月19日(金)</u>	<u>頃発送予定</u>
<u>2コース・3コース</u>	<u>8月9日(金)</u>	<u>頃発送予定</u>
<u>4コース・5コース</u>	<u>9月3日(火)</u>	<u>頃発送予定</u>

発送予定日より一週間経っても「受講決定通知書」が届かない場合は、本実施要領 P8「12 申込み・お問い合わせ先」までご連絡ください。

- ◆ 受講決定後に受講要件の虚偽申請及び添付書類の不正事実が判明した場合は、受講決定を取り消します。
- ◆ また研修修了後(修了証明書交付後)に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。受講申込みにあたっては、受講要件に十分ご留意の上、提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に保管してください。

10 研修受講について

※パソコンの設定、操作方法、インターネット環境や機器の準備などは受講者自身が行ってください。操作などに関するお問い合わせはお受けできません。

※受講決定後、動画視聴に必要な情報等をお送りするためのメールアドレスの登録が必要になります。

(1) オンライン(Zoom)研修で準備していただくもの

	項目	内容
1	インターネット環境	<ul style="list-style-type: none"> ・Zoomを使用し、研修時間はインターネットに常時接続するため、高速で安定した有線での使用をお勧めします。(Wi-Fiの場合、音声や画像が途切れることがあります) ・研修により発生する通信料は受講者負担となります。データ使用量が大きいため、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。
2	Zoom	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に Zoom アプリケーションをダウンロードしていただきます。(既にダウンロードが済んでいるパソコンの場合は不要です) *Zoom ダウンロード URL https://zoom.us/download#client4meeting (「Zoom Workplace desktop app」をダウンロード) ・ご自身で、Zoom に接続出来るか、またカメラ・音声などの確認をしておいてください。 *Zoom 接続テスト URL https://zoom.us/test
3	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の講義や演習(グループワークで画面共有機能等を使用する)であることから、携帯機器(スマートフォン等)の使用は禁止とします。 ・一人1台のパソコンとし、一台のパソコンで同時に複数名での受講はできません。
4	イヤホン、マイク	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また発言の際に周囲の音声(特に事務所内の会話等)を拾わないために、イヤホンやヘッドセット(ヘッドホンとマイクが一つになったもの)を推奨します。(パソコンに備え付きのスピーカーやマイクでも可) ・周囲の音が聞こえない静かな環境を確保してご参加ください。
5	ウェブカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンにカメラが内蔵されていない場合は、外付けのカメラが必要です。 ・研修中は、受講状況を確認するためにカメラは常時オンにして、顔が中央に映る状態とします。

(2) 演習の注意事項

- * 緊急時以外の携帯電話の使用はご遠慮いただきます。また、屋外及び移動しながらの演習の受講など、研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取りやめていただく場合があります。
- * 受講者の起因により接続が切れ、受講が確認出来なくなった時は離席として扱われ、15分以上連続して画面に顔が確認出来ないなど、それに類した行為等で演習に支障が出た場合、研修の履修が認められない可能性があります。
- * 欠席・遅刻・早退は原則認められません。演習途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。

11 留意事項

- (1)この研修を、異なる都道府県に分割して受講することはできません。
- (2)受講申込後、住所や氏名などの登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、本協会と埼玉県高齢者福祉課(電話:048-830-3232)両方へのご連絡をお願いします。

12 申込み・お問合せ先

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修 係
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F
TEL(法定研修専用) : 048-826-5773 FAX : 048-835-4344
H P : <https://saitama-cm.com/houtei-kenshu/houtei001/>
埼玉県介護支援専門員協会→法定研修→主任介護支援専門員研修(初めての方)

*緊急時のお知らせは、こちらをご覧ください

<http://www.saitama-cm.com/>

埼玉県介護支援専門員協会 HP トップページ

●お問い合わせは、月～金(祝祭日を除く)9:30～16:30 の間にお願い致します。

※切り取って受講申込書類の送付宛先としてご利用ください。

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F 一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当 宛	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F 一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当 宛
---	---